

協会活動状況

(特別の記載のないものは、すべて会場は事務所において)

●昭和五十四年二月六日(火)

道々土幌、然別湖線開設計画の概要とその是非を問う環境調査の方法などについて、道土木部道路課、帯広土木現業所から説明を聞くとともに、環境調査の方法について意見の交換をした(先に開催した常任理事会の折り、さらにくわしくその概要を知る必要ありとし、希望して開催させた説明会である)。

出席者 石川、八木、辻井、新妻、高畑。

●二月二十六日(月)

常任理事会

出席者 石川、八木、宗像、辻井、狩野、野田(参手)高畑。

議題

一、道々土幌、然別湖線の開設にとともなる環境調査の受託について

五十四・五年度の二カ年にわたる調査事業であり、五十四年度予算は一六〇〇万円である。この額は過去に反対して事業を中断せしめた経緯もあり、受託すべき否かについて議論されたが、当協会の意識は学術的な環境調査を実施し、開発の是非についての意見を堂々と発表することにありはるはずである。しかも、総合的な調査こそ然別湖周辺には必要でないかという意見に発展し、受託することにな

った。

二、五十三年度予算の収支見直し
未収、未払を含め、大体過不足なしに年度末を迎えようであるが、基本金、積立予金をもつ余裕ができればもうない見通しであることが了承された。

●二月二十八日(水)

会報第三〇号を会員および関係方面に発送した。

●三月一日(木)

当協会勤務の職員が健康保険の適用をうけられるよう社会保険加入申請書を、札幌西社会保険事務所長あて提出した。

●三月二日(土)

真駒内環境保全懇話会、羊ヶ丘自然愛好会々員とともに、北海道議会文教林務委員・星野(社)先生を議会に訪ね、道林務部治山課長補佐をまじえ、「月寒精進川の保健保全林整備」に関して提出してあった要望書についての補足説明を行うとともに、意見の交換をした。なお、この件については後日勉強会を開催し、ひろく会員にも周知する必要性が感じられた。

出席者 市川、兵野、高畑、島田。

●三月七日(水)

綱島 俊氏の辞任以来、久しく空席であった事務局長に進藤 勉氏を迎え(七日付)事務局の強化をはかり、法人化の実現に一步前進した。氏は北大農学部林学科を卒業(二十三年)以来、函館営林局道林務部、道立林業試験場と一貫して林業畑を歩んで来、六日付をもって一線を退いて当協会に勤務した方である。

●三月十日(土) 十一日(日)

第八回北海道自然保護シンポジウムが道自然保護団体連合主催のもとに、札幌市内のクリスチャンセンターで開催されたが、加盟団体の一員として参加(高畑)した。

「大規模林業園構想を考えると」、「道環境影響評価条例及び施行規則」の二点をテーマとされた。

●三月二十日(火)

懇談会 日本生命ビル九F

テーマ 採石と環境保護の諸問題
講師 北海タイムス記者紺谷友昭氏
参加者 石川俊夫、長谷川雄七、赤島正克、山野耕二、栗原正之、鈴木博司、池守信夫、小松昭二、小笠原義章、橋本昭夫、浅野勝彦、神山桂一、殿田良郎、三木 丹、曾我正美。

●三月二十七日(火)

本年度の事業計画どおり基本金四十万円を拓殖銀行道庁支店に設定することができ、法人化へと、さらに一步前進した。そのコピーと、五十三年度の収支決算見直し、事業報告書を道生活環境部自然保護課に提出した。

●四月二日(月)

四月一日付をもって、いよいよ当協会も社会保険適用の団体として知事より認可された旨、札幌西社会保険事務所より通知があった。当協会勤務の職員は、それぞれ健康保険適用者となった。

●四月十日(火)

懇談会 日本生命ビル九F

テーマ 滝野国営公園の計画見直し案

の構想

講師 札幌開発建設部 滝野公園事

業所長 高橋 沙 氏

参加者 石川俊夫、狩野 宏、及川敏一、八木健三、平田匡宏、工藤四郎、市川正良、橋本昌利、児玉 忠、岡本一郎、戸刈賢二、神 雄孝、下平尾 郁。

●四月十七日(火)

常任理事会

出席者 石川俊夫、八木健三、宗像英雄、辻井達一、狩野 宏、新妻 博、(参与)高畑 滋。

議題

- 一、五十三年度の収支決算について
- 二、五十四年度の収支予算について
- 三、五十四年度の受託調査事業について
- イ、自然生態系総合調査(知床)三〇〇万円、岐島惇一郎、大森司紀之氏が中心。
- ロ、風連湖野鳥生態環境実態調査 八五万円、三浦二郎氏が中心。
- ハ、苫小牧地域将来予測自然環境調査一八〇万円、柏谷博之氏が中心。
- ニ、河川環境調査のうち、鳥類調査一〇〇万円、島田明英氏が中心。
- ホ、道々士幌、然別湖線環境調査一六〇〇万円、石川俊夫、八木健三、辻井達一、高畑 滋、阿部 永、島田明英、川辺百樹山之内統氏らが中心。
- 四、五十四年度通常総会などの日程について

イ、理事会は五月十九日(土)午後二時

ロ、総会は五月二十六日(土)午後三時

なお、総会に先立ち、午後一時より特別講演を開催する。講師は会長に一任。五、定款の附則の第二項にある字句の訂正について

道よりの指示であるが、「この法人の設立当初の事業年度は、……設立許可のあった日から昭和五十四年三月三十一日までとす」とあるが、法人化の遅れにもない認可が五十四年三月三十一日以降となったので、必然的に五十四年を五十五年に改めることにした。

●四月二十六日(木)

月寒精進川の保健保全林整備に関して真駒内環境保全懇話会、羊ヶ丘自然愛好会の市川正良氏、高畑 滋氏らとともに八木副会長が札幌市環境局長を訪れ、意見の交換を行った。

●四月二十八日(土)

「昭和の森」(国有林、札幌管林署が担当)開園式が野幌の現地にて開催され八木副会長が主席。

●五月一日(火)

社団法人 北海道自然保護協会の誕生一昨年来の懸案事項として、会員がひとしく首を長くして待っていた「社団法人北海道自然保護協会」の設立が本日付をもって北海道知事より認可された。

石川会長、八木副会長が、北海道生活環境部長室にて、部長より認可通知書を受けた。

●五月二日(水)

早速、登記手続きを「法務センター」

の小座間田事務所に依頼す。

●五月五日(土)

去る四月十日の懇談会の席上で問題になった、現地視察の件が実現した。天気恵まれ残雪残る現地を高橋所長、小川、下平尾各氏の案内で歩きまわった。

参加者 真駒内環境保全懇話会より戸刈、市川、新妻、宇野、浜野、吉田、堀内の各氏、羊ヶ丘自然愛好会より四十万谷、針山、高畑、難波の各氏、当協会より石川会長、八木副会長が参加。

●五月十五日(火)

道々士幌、然別湖線環境調査事業の受託について

石川会長、八木副会長、高畑参与が道自然保護団体連合に、その趣旨、受託の経緯などについて説明し、意見の交換を行った。

●五月十六(水)、十七日(木)

「道々士幌、然別湖線環境調査」の進め方などについての現地打合会に出席するとともに、当該カ所の現地視察を行った。

参加者 石川俊夫、八木健三、辻井達一、阿部 永。

●五月十九日(土)

「社団法人 北海道自然保護協会」の設立登記完了。道知事あて、登記済の購本を提出。

●五月十九日(土)

第七十九回理事会
出席者 石川、八木、新妻、野田、狩野、長谷川、中野、大山、加藤、門脇、三股、(参与)阿部、滝口、山口。

議題

- 一、五十三年度事業、収支決算報告
- 二、五十四年度事業、収支予算案
- 三、新入会員の承認と会費長期滞納会員の退会者扱いについて
- 四、協会のシンボルマーク制定について
- 五、その後の受託調査事業について

イ、上熊牛芽室発電所計画にともなう環境調査の依頼(電源開発社)
ロ、越川河口干涸周辺の環境調査、特に野鳥と植生の調査(野外科学社)
六、その他

今回は、とくに受託調査事業について意見の交換が活発にとりかわされ、常任理事会にて検討して受託の可否を決め、そのことについては必ず理事会で詳細に報告すべきこと。もしも常任理事会で一名でも反対者がでた場合には、理事会にて検討しあうべきことなどで意見の一致をみた。

また、調査結果については当然、理事会で慎重に検討しあってから外部に報告すべきであるということに一致した。

シンボルマークは常任理事会に一任し近い将来制定することにした。

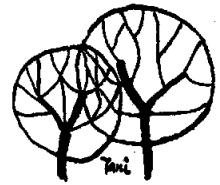
●五月二十六日(土)

通常総会
別記のとおり開催された。

●六月二、三日(土、日)

電源開発社依頼の、上熊牛芽室発電所計画にともなう環境調査について、その受託の可否を調査するべく、大山理事、高畑参与が十勝の現地に赴いた。協会としての自主的調査である。

自然保護と都市問題 (とくに採石) についての 懇談会



去る三月二〇日(火)十八時より二十時まで日生ビル九階において、読売新聞記者の紺谷友昭氏を講師として「採石と環境保護の諸問題」をテーマとした懇談会を開催した。

講演の概要

福井に住むようになり、近所の山が木もろとも削られるのを見、また、山林の個人所有の実態を知り、採石場の問題と山林の個人所有との間にある関係について調べてみた。

日本の採石場は五十二年現在、二九七〇カ所ある。このうち道内は二七〇カ所札幌は二一カ所で、福井、盤溪には七カ所ある。しかも、この福井、盤溪はほぼ日本全国の例に共通する、いろいろな問題をもっているのである。

森林の破壊だったら四〇〜五〇年で再び木もはえるが、採石の場合は山全体を取ってしまうので再びもとに戻ることはない。加えて、山全体がなくなることに、生物の生活の場が減る。森林が消えることにより、酸素の供給、保水といった森林機能が失われる。このように採石問題は、自然破壊の中でも典型的なものである。

福井地区の六カ所は、いずれも昭和二

十五年頃より初められ、自分の土地で採石しているのが二、他人の土地を借りているのが四である。

道が昭和四十七年三月、環境緑地保護地区に福井、盤溪を指定したが、指定されると、さまざまな制限を受けることになるので指定に同意しない人が多く、同意した人は、面積では福井二・八%、盤溪一五%であった。このように環境保護のために私有地の私権を制限することは難しい。

採石場がふえたので住民も被害を受けるようになり、四十七年十月、町内会と業者とで「公害防止協定」を結んだ。その後、採石場もふえ、住宅も近くに建てられるようになるにつれ、両者が並立することは難しくなり、移転の要望が強くなった。

そこで、道、市、通産局が採石場を手稲金山と硬石山とに集中させる計画を立てたが、採石業者は零細企業がほとんどで自己資金を確保できず、移転は困難である。当初五十五年度までに移転させる計画であったが、無理なために五十九年度に延期になった。硬石山は国有林なので集中移転にもなう私下げ問題も可能であるが、私有地のみの福井、盤溪地区

などは簡単でない。このように、採石場が私有地の場合は移転させるなどの規制を加えることは非常に困難である。

福井地区は明治十九年に炭焼きが二戸入殖したのが最初である。この時点では山の所有権はなかったようだ。しかし明治三十〜三十二年の北海道山林種別調査では、すでに私有林になっている。別の記録では、明治三十一年には軽川(いまの手稲)には造林会社が設立され、一帯の造林に着手したという記録がある。明治三十年に「北海道国有未開地処分法」ができて、全道に造林会社が林立したようだが、このような造林会社が福井、盤溪の森林を所有した。戦前までにこの辺の森林は丸はだかになったという。薪用に伐られたのであろう。

その後再び木がふえてきているが、それに採石によって減りようとしている。福井地区の土地所有状況は、昭和四十三年で一二〇八筆、五十三年には三三六八筆、このうち山林関係は四十三年に七九五筆、五十三年には二五〇である。一方、盤溪地区は五十三年に山林のみで三四九〇筆に分かれている。このように土地が細分されていては、効率が悪くて造林もできないし、宅地になる可能性もほとんどない。それでも税金はとられるから、採石の語があればそれを受けいれる。このようにして小さな採石場ができる。

全国の採石場をみると、従業員五人以下が五三・四%、六〜五〇人が四五・九%、このように五〇人以下の零細企業が九九%以上を占めている。また企業をみ

ると、全国に二七五二の業者があり、資本金一〇〇〇万円未満のものが五七・七%、一〇〇〇〜五〇〇〇万が三一・七%で、九〇%以上が五〇〇〇万円以下である。採石場の面積をみると、一〇〇a未満が五八・二%、一〇〇〜五〇〇aが二七・五%である。福井、盤溪のように小面積ずつ採石する形態が全国にも共通しているようである。

採石する権利は、自分の土地で採石する「所有権」と、他人の土地に採石権を設定して採石する「採石権」とがあり、このように権利が全国に六四三二あり、そのうち、自分の土地でやらせるものが二〇〇〇、採石権を設定してやっているもの一〇九四、その他(国有林の私下げ採石権を設定しない一年契約のもの)三三三二で、このように少なくとも半分以上(八〜九割と思われる)が私有林において行われているのである。

採石場の形態は、九九%が傾斜面での露天掘り、採っている岩石はほとんど安山岩である。安山岩は広く分布し、石質が安定しているからである。

採石生産量の三七%、道内では五五%が道路用材として使われている。採石が必要であることは否定できないが、道路用材などは別の素材を使うことを考えるべきである。たとえば、国道三六号線を設計した人は火山灰の使用を考えていたということである。札幌市の清掃工場では、ゴミ焼却の灰を固めて道路用材とすることを開発中だという。

私有林は、道内森林の二七・二%を占

めてゐる。しかも私有林が一番一haあたりの蓄積量も少なく、荒されてゐるといえる。所有者は約一四万人で、所有面積は、五ha未満が六四・七%の九五六五三人である。また職業をみると、農家が八〇一九六八、漁家が八四九〇人、商業、サービス業が八三二二人、公務員など三八七一人、その他となつてゐる。このように、私有林は細分されてゐるため、將來ともに造林されることも望めないようである。

特定開発行為（一ha以上の宅地造成、ゴルフ場、スキー場など）が四十八〜五十二年に二〇四件あるが、面積の多い順にあげると、宅地造成、ゴルフ場、スキー場、土石採取の順である。

私有林がある限り、今後も採石場の問題は起こるのであろうし、解決は非常にむづかしい問題である。都市近郊の私有林については公共団体が買い上げて公有にしてしまふという方法以外には、解決策がないのではなからうか。

以上の講演を中心として、次のような質問や意見がよせられた。

神山―札幌近郊での、年間採石必要量は？

紺谷―五十三年に許可された採石量は二三〇万 m^3 、このうち福井、盤渓地区では六二万八二〇〇 m^3 である。今年は不況のためこれより減つてゐると思われ、この数字が、必要量に近いものと思われ。

採石販売価格のうち、原石の占める割合

合（原石比）は五〜八%であり、あとは運搬費や雑費である。一カ所の採石場での生産量が多くなれば、原石価格は下がる。即ち量産効果は期待できる。生産量五千t未満では原石比六・七%だが、生産量が二十万t未満では原石比が三・三%に下がる。

会長―採石場の近くで一番問題になるのは何んだらう？

紺谷―運搬トラックによる交通事故が最大の問題である。道の計画では、金山に集中移転させた場合には専用道路をプランしているが移転自体ができていない状況である。

会長―昭和初めは採石場は硬石山だけだった。当時は建築石材として少量が採られるだけだったが、現在はコンクリートの骨材にするため、砕石として多量に採られるので問題が多い。安山岩ならどこにもあるから景観に影響せず人家から離れたところでとればよいのだらうが、企業が零細のため、とりやすいところで交通の便もよく、運搬費のからないうところでもとうとうするので、必然的に街の近くでとることになり、問題がでてくるのだらう。

赤嶋―自然保護、緑の保護はすべて私有権の問題にぶつか。公有林なら解決できる問題も、私有林では難かしい。

三木―採石場の集中移動計画は、具体的に予算化されているのか？

紺谷―業者を移動させるので大きな予算がでない。一年ごとの認可制になっているので認可の際に条件をつけて集

中化への方向づけをしてゐる。一業種だけに公的な予算化をはかることはできないようだ。

神山―採石による災害防止の規制はあるのか。

紺谷―森林法、河川法にはあるが、採石法には莫然と「通産局長は環境を破壊したり、公益に反したりする場合、認可してはならない」としてある。直接的被害についての規制だけである。

神山―山をけづるのだから、勾配だとか隣の敷地から、いくら離さねばならぬとかの制限があつてもよいと思ふが？

紺谷―採石法を拡大解釈して規制を厳しくすべきだと思ふ。事実、その方向に向つてゐるようである。

神山―採石業者が零細なため問題が大きいのことだが、小規模にやっていた方が問題は少ないのではなからうか。

紺谷―将来、宅地化が予想され、森林の保存が望めない所を集中して大規模に採石し、跡地を宅地にするというやり方が最も害が少ないのではないか。

三木―集中移転した後、採石現場に岩肌が残るが、それはどうするか。

紺谷―後地は緑化するよう指導している。

橋本―採石法には保安基準がある。隣地との保安距離は数m程度だが決められてゐる。採石した断面は採石の終了した時点で六〇度以下の勾配でならない。ベンチカット（階段状）に掘り、ベンチの高さは一〇m程度にする。札幌市では内規を作り、市街地であるとか、主要な道

路から望見できる所では採石させないことにしている。この市内では、もう新たな採石場が認可される余地はない。

安山岩はたくさんあるが、排土率が三〇%以内でない企業的には採算がとれないだらう。新たに採石場を作るには三億円程度が必要とされる。採算を考えると二〇年程度採石しないとならない。市内で二カ所に集中移転すると、二〇年やるには二千万 m^3 の埋蔵量が必要である。しかも交通問題もある。いろいろな条件を考えると、市内に移転の適地をみいだすことは難かしい。百万 m^3 ぐらいの採石場を作るとなると五〇〜六〇億の金がかかる。

長谷川―台湾から石をもつてきて採算が合うという話もある。大規模な採石場を作ると、被害もそれだけ大規模になるのではなからうか。海岸近くで採石し、船で運ぶことはできないのだらうか。

紺谷―後進国から輸入すれば輸出する国には金が入り、日本にとっては採石問題が少なくなるので、よいのではないかという考え方もある。昭和三十年代までは川の砂利をとつていたが、それに代つて山の採石が始まった。一方、川の砂利をとつたことで川の荒廃が起つた。

栗原―先ほど廃棄物利用の話があつたが、私ども電力会社でも年間三〇〜四〇万tの石炭をたいた。その灰がでるが、その捨て場がなくて困つてゐる。現在、その灰をセメントにまぜたり、道路材に使うことも研究している。

紺谷―廃棄物を利用することで、自然

破壊を少なくすることは人間の知恵である。

神山―札幌市ではゴミをもやして電気をおこすことをやっている。またゴミをとかして灰にし、それを岩石にする方法が研究されている。これには二つの方法があり、一つは水中におとして砂のようなものにする。もう一つは、ナベにとつて固まりとし、それを砕いて砕石にする方法である。ただし、このような方法をとるためには電気が必要となる。また、札幌市全部のゴミを使用しても砕石必要量の何十分の一にしかない。火山灰でもとがして石にするような壮大な計画を立てないと、必要量をまかないきれない。

紺谷―海外ではどうなっているのか。橋本―ヨーロッパでも採石場を作っている。

紺谷―露天掘だけでなく、将来は坑内掘りも考えねばならないのではないか。橋本―奥多摩でみたが、炭坑の坑内と同じである。奥多摩の場合、硬質砂岩で均一な岩質なので坑内掘も可能であるが札幌周辺の層理が発達した安山岩では難かしいのではないかと。また、坑内掘の技術、採算性、坑内労働条件の悪さなどいろいろと問題点も多いと思う。

曹我―カナダ、アルバータの石油の場合も表土をめぐって掘るのだが、採掘後表面に植林してもとどりにすることになつており、石油をとる費用よりも後の復元に費用が多くなる場合もある。当然、単価が高くなければ、採算がとれない。

い。採石も価格の中に環境保護費、復元費を含めるようにすれば、破壊を少なくすることが可能ではないだろうか。

赤嶺―炭鉱の露天掘の場合、かなりきびしい条件がついている。採石の場合も通産局が強い条件をつければ、環境はある程度守られるのではないかと。栗原―ダムの場合もきびしく指導されてやっている。

赤嶺―保安林内の鉱山施業許可が通産局からまわってきた。条件をつけても、「条件は通産局がつける」といわれ、条件がつけれなかった例がある。炭鉱のボタ山が将来の災害の危険を含んでいるので、砂防上の条件をつけたかったが、通産局のためにできなかった。

紺谷―日本人は近代国家になってから一〇〇年あまりのせい、自然保護に対する関心がうすい。採石場周辺の住民も自然が破壊されるから、反対という人はいない。交通事故やばいじん、騒音などの直接的被害しかとりあげない。

浅野―現在の採石法では、一〇mの高さに二mの階段をつける方法だが、道の林務や市の規制では、一五mと五m、しかも角度が四一度になった。普通の山では石をとれなくなる。山全体をもっている業者ならとれるが、部分的にもっているような業者ならほとんどとれない。既存の採石山も数年をえずして消滅するだらう。

また、採石の認可には住民との公害防止協定がなければならぬし、関係住民の一人が反対しても協定はできない。集

中移転も住民の反対を考えると非常にむづかしい。

採石後は緑化することになっているが採石の単価には緑化の金は入っていないので、緑化の費用がでない。緑化を真剣に考えるなら、採石業者に緑化費用をつみ立てさせるべきである。

また、最近ダンプの重量制限が非常にきびしくなってきた。そのため運搬費が高くなり、かつ諸制限によって量も少なくなると消費者は金を多く払わねばならなくなるし、公共事業などにも影響がで

北海道自然保護協会

昭和五十四年度通常総会

昭和五十四年度の通常総会は、社団法人北海道自然保護協会としての最初の総会として五月二十六日(土)、札幌市中央区の自治会館において開催された。札幌医科大学附属病院長・河野文一郎先生の特別講演(題名「ひとり原野に立ちて」)の後、議事には、議長に栗原正之氏、議事録署名人に今村朋信氏と辻井達一氏を選出した。

議事の概略は次のとおりである。

- 出席者 石川俊夫、辻井達一、長谷川雄七、新妻 博、伊藤誠夫、門脇松次郎、及川敬一、高畑 滋、滝口 亘、山口 透、五十嵐敏彦、今村朋信、市川正良、井上元則、家登美智子、栗原正之、高橋治子、田中明子、俵 浩三、中本憲治、中井恒夫、宗 好秀、

てくるだろう。一〇年以内ぐらいに砕石にかわる新しいものがないと、大きな問題になると思う。台湾などから輸入する話もあるが、採石をすれば台湾でも自然破壊がおこる。発展途上国でもいずれば環境問題がでてくるので、根本的な解決にはならない。自分の国で自然破壊がいやなら、他の国においても自然破壊をするべきでないと思う。

砕石がどうしても必要なものなら、役所も業者も、住民も真剣に考えなければならぬと思う。

八木鉦太郎、八木健三氏夫人、三菱建設、道開発コンサルタント、地崎工業、国土開発、北海道新聞、竹中土木、荒井建設、北電、苦東厚賀事業所、苦小牧市。

一、昭和五十三年度事業報告
イ、法人化の実現を期すため、会員の増加を図り、事務局の充実などに努め、基本金四〇万円の積立もできた。
ロ、一般事業としては、自然環境調査を五件実施、また、自然保護問題について関係諸機関に提言、要望を精力的に実施するとともに、一方では自然に親しむ諸行事、都市公害問題を主とした懇談会を実施し、予定どおり会報、会誌も発行しえた。
なお自然環境調査は、道より受託した

決算書 (昭和53年4月1日より昭和54年3月31日まで)

支 出 の 部				
勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(管 理 費)	(6,114,000) 円	(3,970,413) 円	(△2,143,587) 円	
給 料	3,400,000	1,967,100	△1,432,900	事務局長による減
利 厚 手 当	16,000	14,615	△ 1,385	
福 利 議 交 通	162,000	73,583	△ 88,417	理事会による減
会 費 信 運 搬	594,700	267,950	△ 326,750	理事会による減
消 費 耗 品	266,700	257,040	△ 9,660	
消 耗 製 本	200,000	214,172	△ 14,172	
印 刷 料 本 料	200,000	226,950	△ 26,950	
燃 水 借 料	126,000	124,704	△ 1,296	暖房料7ヵ月
光 熱 水 借 料	54,000	41,419	△ 12,581	電気・ガス代
諸 借 謝 公	718,800	717,580	△ 1,220	家賃及び共益費
租 税 會 費	50,000	15,000	△ 35,000	
諸 公 料	18,000	7,400	△ 10,600	印刷代
函 書 資 料	35,000	30,000	△ 5,000	
雜 費	50,000	4,380	△ 45,620	
(一 般 事 業 費)	222,800	8,520	△ 214,280	
(出 版 事 業 費)	(1,600,000)	(1,621,041)	(21,041)	
(受 託 調 査 事 業 費)	(250,000)	(0)	(△ 250,000)	
日 高 山 系 調 査	(5,524,000)	(5,483,612)	(△ 40,388)	
風 連 湖 調 査	2,234,000	2,207,692	△ 26,308	
苦 小 狩 調 査	460,000	630,200	△ 9,800	
石 狩 調 査	1,200,000	1,200,000	0	未払金894,940円含む
高 見 調 査	650,000	645,300	△ 4,700	
(固 定 資 産 取 得 支 出)	800,000	800,420	△ 420	
(繰 入 金 支 出)	(44,000)	(64,000)	(20,000)	
(積 立 預 金 支 出)	(400,000)	(400,000)	(0)	
退 職 給 与 積 立 預 金 支 出	(201,600)	(0)	(△ 201,600)	
減 価 償 却 積 立 預 金 支 出	61,200	0	△ 61,200	
(予 備 費)	140,400	0	△ 140,400	
(次 期 繰 越 取 支 差 額)	(111,400)	(0)	(△ 111,400)	
	(1,235,000)	(58,334)	(△1,176,666)	
支 出 合 計	15,480,000	11,597,400	△ 3,882,600	

予 算 書 (昭和54年4月1日より昭和55年3月31日まで)

支 出 の 部				
科 目	予 算 額	前 年 度 決 算 額	増 減	備 考
(管 理 費)	(6,200,000) 円	(3,970,413) 円	(2,229,587) 円	
給 料	3,826,400	1,967,100		
利 厚 手 当	351,000	14,615		
福 利 議 交 通	90,000	73,583		
会 費 信 運 搬	304,300	267,950		
消 費 耗 品	290,000	257,040		
消 耗 製 本	222,000	214,172		
印 刷 料 本 料	110,000	226,950		
燃 水 借 料	126,000	124,704		
光 熱 水 借 料	54,000	41,419		
諸 借 謝 公	732,000	717,580		
租 税 會 費	20,000	15,000		
諸 公 料	12,000	7,400		
函 書 資 料	30,000	30,000		
雜 費	5,000	4,380		
(一 般 事 業 費)	27,300	8,520		
(出 版 事 業 費)	(2,500,000)	(1,621,041)	(878,959)	
(協 会 独 自 調 査 事 業 費)	(1,000,000)	(0)	(1,000,000)	
(受 託 事 業 費)	(500,000)	(0)	(500,000)	
知 床 調 査	(16,805,000)	(5,483,612)	(11,321,388)	5 件直接経費
風 連 湖 調 査	2,700,000	765,000		
苦 小 狩 調 査	1,440,000	1,440,000		
石 狩 調 査	700,000	700,000		
高 見 調 査	11,200,000			
(固 定 資 産 取 得 支 出)	(50,000)	(64,000)	(△ 14,000)	
(繰 入 金 支 出)	(800,000)	(400,000)	(400,000)	基 本 金
(積 立 予 金 支 出)	(350,000)	(0)	(350,000)	
(予 備 費)	(155,000)	(0)	(155,000)	
(次 期 繰 越 取 支 差 額)	(0)	(58,334)	(△ 58,334)	
合 計	28,360,000	11,597,400	16,762,600	

昭和53年度収支

取 入 の 部				
勘 定 科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
(会費収入)	(7,234,300) 円	(4,080,000) 円	(△3,154,300) 円	53年度未収会費 100,000円を含む
個人会費収入	2,434,300	1,340,000	△1,094,300	
団体会費収入	4,700,000	2,740,000	△1,960,000	
賛助会費収入	100,000	0	△100,000	
(事業収入)	(7,730,000)	(7,000,000)	(△730,000)	道より 道より 苦小牧市より 民間より 民間より
一般事業収入	400,000	70,000	△330,000	
出版事業収入	400,000	0	△400,000	
受託調査事業収入	6,930,000	6,930,000	0	
日高山系調査	2,500,000	2,500,000		
風連湖調査	650,000	650,000		
苦小牧川調査	1,700,000	1,700,000		
石狩川調査	1,000,000	1,000,000		
高見川調査	800,000	800,000		
(寄付金収入)	(400,000)	(80,600)	(△319,400)	
寄付金収入	50,000	61,600	△11,600	
募券収入	350,000	19,000	△331,000	
(雑収入)	(115,700)	(64,178)	(△51,522)	
受取利息	14,900	10,530	△4,370	
雑収入	100,800	53,648	△47,152	
(前受会費等見返勘定-貸方)	(△1,709,422)	(0)	(1,709,422)	
(前期繰越収支差額)	(1,709,422)	(372,622)	(△1,336,800)	
収 入 合 計	15,480,000	11,597,400	△3,882,600	

昭和54年度収支

取 入 の 部				
科 目	予 算 額	前年度決算額	増 減	備 考
(会費収入)	(5,075,000) 円	(4,080,000) 円	(995,000) 円	600人×2,500円 50人×1,500円 150団体350口×10,000円
個人会費	1,575,000	1,340,000		
団体会費	3,500,000	2,740,000		
(事業収入)	(23,150,000)	(7,000,000)	(16,150,000)	講演会など 複製画頒布など 道より 道より 市より 民間より 民間より
一般事業	100,000	70,000		
出版事業	400,000	0		
受託調査事業	22,650,000	6,930,000		
知床調査	3,000,000			
風連湖調査	850,000			
苦小牧川調査	1,800,000			
石狩川調査	1,000,000			
高見川調査	16,000,000			
(寄付金収入)	(50,000)	(80,600)	(△30,600)	
寄付金	50,000	61,600		
募券	0	19,000		
(雑収入)	(26,666)	(64,178)	(△37,512)	
受取利息	11,000	10,530		
雑収入	15,666	53,648		
(前期繰越収支差額)	(58,334)	(372,622)	(△314,288)	
合 計	28,360,000	11,597,400	16,762,600	

もの「自然生態系総合調査(日高山系)」、「風連湖野鳥生息環境実態調査」、「苫小牧市よりのもの」「苫小牧地域将来予測等自然環境調査」、「民間よりのもの」「河川環境調査のうち鳥類調査」、「静内町高見発電所及び関連施設周辺の植生調査」の五件である。

二、昭和五十三年度決算報告(別表)

(承認)

三、監査報告(及川監事)

四、昭和五十四年度事業計画

イ、社団法人の団体になったので、市町村などの自治団体の勧誘に努力したい。基本金はさらに八〇万円を積立し、目標の三〇〇万円に一步でも近づけたい。受託事業を実施して収入の増を図るとともに適切な意見、提言を行いたい。

ロ、一般事業としては、昨年度に実施できなかった法人化記念事業や自然保護講座、自然保護シリーズ(出版事業)などを積極的に実施したい旨説明があった。

(承認)

五、昭和五十四年度収支予算案

受託事業が多くなったのでその内容、趣旨、受託の経緯などについて、会員に判りやすく公表することの要望などがなされた(この件については、要望によりくわしく別記した)。(承認)

六、その他

イ、受託調査事業として、目下依頼ある「十勝上熊平、芽室発電所計画にとまなう環境調査(電源開発KK)」、「鶴川河口調査(野外科学KK)」の二件の報告と「さっぽろさけの会」との連けいの件の報告が

あった。

なお、総会の終了後、法人化実現の祝賀パーティーが同会館にて開催された。門脇苫小牧自然保護協会々長の乾杯の音頭にはじめられた祝賀会は、ニギヤカなうちにも法人化の苦勞話やこれからの任務なども語られ、八木敏太郎(早来町)氏の万才三唱、八木副会長夫人による万才三唱によって意義深い祝賀会の幕が閉じられた。

□受託調査事業の概要

●自然生態系総合調査 委託者北海道

(総事業費三〇〇万円)

原始性の高い地域について昭和四十九年度より実施している調査で、昨年度は日高山系の北部地域(ベテガリ岳以南の日高山系の主稜線を中心とする地域)について実施されたものである(植物—飯島博一氏、動物—芳賀良一氏担当)。

地域の自然の状態を可能なかぎり把握し、自然環境保全のための諸施策推進の資料にしたいという趣旨により、当協会に委託したものであり、本年から二カ年計画で知床の調査と同じ趣旨のもとに進められる(植物は日高につづいて飯島博一郎氏、動物は北大歯学部の大森司紀之氏を中心となって担当する)。

●野鳥生息環境実態調査(風連湖及び周辺地域) 委託者北海道

(総事業費八五万円)

鳥類の適切な保護対策に資する基礎資料をうることを目的に、とくに集団で飛来する水渉禽類の生息地として重要な地

域の一つとして考えられる風連湖及び周辺地域を対象に、鳥類の生息状況及び生息環境を明らかにすることをネライとしており、昨年と今年度の二カ年で終了する予定とされている。

担当者は、昨年に引きつづき三浦二郎氏を中心にして鳥類、植生、底生生物の三班を編成して進められる。

●苫小牧地域将来予測など自然環境調査 委託者苫小牧市

(総事業費一八〇万円)

昭和五十年より実施している調査であるが、本年は最終年度であり、既調査分の総まとめ、集大成の報告書作成という事業であるが、もちろん各調査の補足調査も進められることになっている。

指標生物種としての地衣、蘚苔類の種類・分布などの追跡調査ならびに土壌生物(とくにトビムシ類)の種組成、分布状況などの生態調査から、環境と生態系連鎖の関連を把握することにより、苫小牧市における将来の環境づくりの方向づけ、残すべき自然の位置づけなど、自然環境保全の基礎資料をうることをネライとしている事業である。

担当者は、当該市の顧問である辻井達一氏の指導・助言のもとに、柏谷博之氏(国立科学博物館)らが中心となって進める。

●河川環境調査の内鳥類調査 委託者財北海道開発協会

(総事業費一〇〇万円)

昨年よりの継続調査であり、石狩川本流(河口から神居古潭まで)、支流の鳥類

に関する既存文献の収録と石狩川本流、とくに河口から神居古潭までの鳥相を明確にすることがネライとされる。調査である。

担当者は、島田明英氏。以下次号

□編集後記

法人化、総会関係にふりまわされ、会報がすっかりおくれましてしまい申しわけありません。また、「収支決算書」と「収支予算書」の関係で「受託事業の概要」を全部のせることができなくなり、「道々土幌、然別湖環境調査」と「鶴川河口干潟周辺の野鳥、植生調査」の2件が次号にまわることになり、申しわけありません。次号では残った2件のほか、昨年実施した受託事業の報告書ができておりますので、その内容も要約してご紹介したいと思います。なお、この六月に会員俵 浩三氏著「北海道の自然保護—その歴史と思想」が北大図書刊行会から発行されました。一読をおすすめします。

一、六〇〇円(事務局)

昭和五十四年六月三十日発行

〇六〇札幌市中央区北一条西七丁目 広井ビル五階

発行所 社団法人北海道自然保護協会

電話 〇二二六—一六五八(代)

〇二二五—一五四六(庶)

郵便振替口座 小樽四〇五五

北海道拓殖銀行本店 〇七三九九

北海道銀行本店 〇一四四四

発行人 石川俊夫

印刷 札幌印刷株式会社